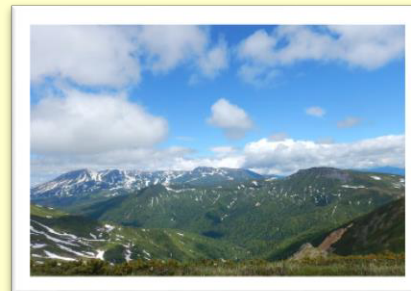


野生生物の保護管理の取組①

【 環境省
北海道地方環境事務所 】

国指定鳥獣保護区

鳥獣の保護を図る区域として、道内では、大雪山鳥獣保護区、知床鳥獣保護区などの14箇所が指定され、保護区内に生息する鳥獣の狩猟や、建物の設置、樹木の伐採など鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されています。



大雪山鳥獣保護区



知床鳥獣保護区

国内希少野生動植物種の保護増殖事業

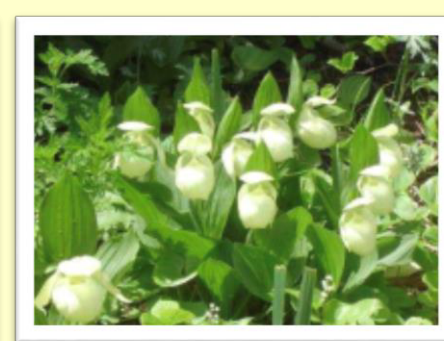
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、オオワシ、レブンアツモリソウなどについて、保護増殖事業を行っています。



シマフクロウ



タンチョウ



レブンアツモリソウ

野生生物の保護管理の取組②

環境省
北海道地方環境事務所

シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標

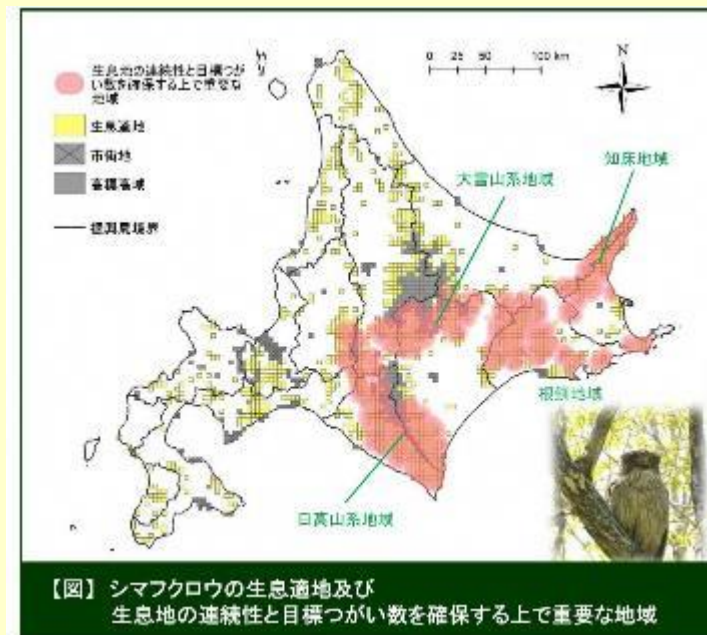
背景

シマフクロウ保護増殖事業により個体数は増加傾向であるが、生息地の集中と分断、給餌、巣箱への依存など課題がある。

環境整備対象地の選択及び具体的事業を進めるに当たっての数値目標を検討

全体目標

「知床」、「根釧」、「大雪山系」及び「日高山系」の4つの既存の生息地を中心に、それぞれが1つのまとまりを持った個体群として、各個体群のつがい数が「24つがい」以上となることを目標とする。



自然環境の保護管理の取組

【 環境省
北海道地方環境事務所 】

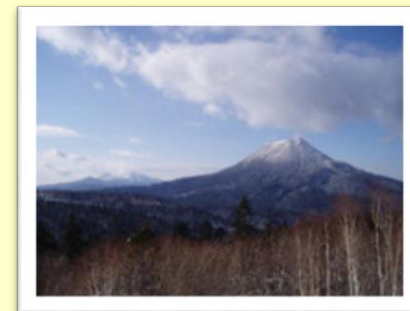
国立公園

日本を代表する風景地として、自然公園法に基づき、環境大臣が指定し、国（環境省）が管理します。

道内には、大雪山国立公園、阿寒摩周国立公園など6箇所指定されています。



大雪山国立公園



阿寒摩周国立公園

各国立公園では、適正な利用を推進しつつ、重要な自然景観や生態系を保全するため、道路や園地などの利用施設の配置や、開発や過剰な利用から保護するための規制の強弱を「公園計画」として定めています。

また、各国立公園の目指すべき姿の共有や適正な保護と利用の推進を図るために「管理運営計画」を定めています。

自然環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域について、自然環境保全法に基づき、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域が指定されています。